

人間科学研究投稿規定

- 論文等の著者は本学術院教員（助手・非常勤講師等を含む）、人間総合研究センター招聘研究員、大学院人間科学研究科学生（科目等履修生を含む）、および編集委員会が認めたものとする。但し、本学術院教員（助手・非常勤講師等を含む）との共同研究者は著者に加えることができる。
- 大学院人間科学研究科学生および同科目等履修生が、単独で投稿する際は、本学術院教員の推薦書を併せて提出する。
- 論文等の種類は以下のものとする。
 - 「原著論文」：理論的・実証的な研究成果で、新規性、独創性、有用性があるもの。
 - 「研究ノート」：緊急性の高い研究報告、あるいは萌芽的発想に立つ研究。
 - 「資料」：研究の基礎的材料や情報を提供する資料的価値のあるもの。
 - 「総説」：最近の学術的知見やその成果を総合的に論述したもの。編集委員会が執筆依頼する場合もある。
 - 「書評」：編集委員会が書籍ならびに評者を選定・依頼する。
 - 「研究室だより」：各研究室の研究・教育内容を紹介し、最近の研究・教育業績等を報告する。毎号各学科の教員に編集委員会が依頼する。
 - 「特別寄稿」：編集委員会で執筆者を選定・依頼する。
- 投稿論文等の提出期間は設定せず、年2回、所定の期日までに投稿された論文を集めて、編集委員会の議を経て掲載する。さらに補遺号を出版し、この号には定年等の退職教員のプロフィール、修士論文要旨、博士論文要旨および人間総合研究センター主催のシンポジウムの抄録等を掲載する。
- 他誌に発表された論文等は掲載できない。
- 投稿論文等は、原則として、早稲田大学の「動物実験実施規定」「『人を対象とした研究』倫理指針」「組換えDNA実験安全管理規定施行細則・実施要領」の審議に該当する研究については各々の指針に沿ったものとする。
- 原稿は、原著論文、研究ノート、資料、総説、書評等の別を明記し、オリジナル1部、コピー2部、および電子ファイルを提出する。
- 原著論文と特別寄稿の刷り上がりは12頁24,000字以内（抄録・図表・写真・文献を含む）、研究ノート、資料、総説は6頁12,000字以内（同上）、書評ならびに研究室だよりは2頁4,000字以内とする。上記の枚数を超過した場合、あるいは特別な印刷を要した場合には著者がその実費を負担する。
- 原稿は横書きとし、ワープロ等で印字されたものとする。
- 挿図原稿は、直接印刷できるようなものとする。図表には、それぞれ必ず通し番号とタイトルをつける。図表の挿入箇所は、本文原稿に指示する。
- 原稿提出の際、1頁目に題名、英文題名、著者名、所属を記入し、2頁目に250語以内の英文抄録（本文が英文の場合は600字以内の邦文抄録）、抄録の下にkey wordsを5つ以内列挙し、3頁目から本文を記載する。
- 引用番号は引用順とし、文献番号を本文の右肩につける。雑誌は、著者氏名：論文題目、雑誌名巻：最初頁－最終頁（通巻頁）、発行年（西暦）の順に書く。単行本は、著者氏名：書名、巻数、版数、発行者、発行地、発行年、引用頁を記載する。文献名の省略は原則として関連領域のそれに従う。編著よりの引用は著者名のほか編者名を記す。
- 校正は、著者が一校まで行うものとする。校正時には原則として訂正を認めない。
- 別刷りは50部まで無料とし、それ以上は本人負担とする。
- 特別寄稿文（定年等の退職教員のプロフィールを含む）、博士学位論文・修士論文要旨、人総研シンポジウム抄録等は補遺（Supplement）に掲載する。
- 本誌に掲載された著作権は原則として著者本人に帰属する。また、人間科学学術院学術誌編集委員会は本誌掲載原稿の第一次刊行権を有し、本誌版下は人間科学学術院学術誌編集委員会に帰属する。著者による本誌掲載形態での再録・公開は禁止する。著者は本誌掲載原稿の単行本への再録およびHP上での公開ができる。再録・公開の際には、本誌掲載原稿である旨を明記する。
- 16条の規定に関わらず、著者は、著作権のうち、以下の各号について、その行使を、あらかじめ許諾によって、人間科学学術院学術誌編集委員会に委ねるものとする。
 - 掲載論文等を国立情報学研究所の「研究紀要ポータルシステム」に登録および公開する権利
 - 掲載論文等を「早稲田大学リポジトリ」に登録および公開する権利
- 17条の規定に関わらず、著者は、自らの著作物である掲載論文等について、人間科学学術院学術誌編集委員会が前条(1)、(2)の権利を行使することに対し許諾を与えないことができる。その場合、著者は、当該論文等が掲載される本誌の刊行以前にその旨を文書により、人間科学学術院学術誌編集委員会に申し出るものとする。

附則 本規定は、2004年11月17日から施行する。

附則 本規定は、2010年1月27日から施行する。

附則 本規定は、2011年10月1日から施行する。

附則 本規定は、2012年1月1日から施行する。

附則 本規定は、2012年12月19日から施行する。

附則 本規定は、2015年12月16日から施行する。